

国自総第522号
平成29年3月31日

各自動車道事業者 殿

国土交通省自動車局長

一般自動車道の定期点検要領について

一般自動車道について、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化等を図るためには、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進する必要がある。また、道路法上の道路を跨ぐ一般自動車道の橋については、落橋した場合、道路法上の道路の物流が遮断されるなど、甚大な被害が想定されることから、老朽化に関する点検は重要である。

このため、一般自動車道の定期点検について、以下の定期点検要領を準用することとしたので、これらの要領を参照の上、一般自動車道を適切に管理されたい。

また、道路法上の道路を跨ぐ一般自動車道の橋の管理にあたっては、都道府県毎の道路メンテナンス会議の下に設置されている、跨道橋連絡会議の場を通じて、道路管理者と十分に調整を図ること。

なお、下記の1～5の要領を準用して行う定期点検については、5年に1回の頻度で実施することを基本とし、本通知の送付後、遅くとも平成30年度末までには実施されたい。

(直近5年以内に実施した点検結果がある場合は、当該結果を活用することができるものとする。ただし、この場合は、当該点検後概ね5年以内に次回点検を行うこととする。)

記

1. 「道路橋定期点検要領」(平成26年6月国土交通省道路局)
2. 「道路トンネル定期点検要領」(平成26年6月国土交通省道路局)
3. 「シェッド、大型カルバート等定期点検要領」
(平成26年6月国土交通省道路局)
4. 「横断歩道橋定期点検要領」(平成26年6月国土交通省道路局)
5. 「門型標識等定期点検要領」(平成26年6月国土交通省道路局)
6. 「舗装点検要領」(平成28年10月国土交通省道路局)
7. 「小規模附属物点検要領」(平成29年3月国土交通省道路局)

※本通知及び上記点検要領の内容に関する問い合わせ先

自動車局総務課企画室 03-5253-8111(内線41155)

国自総第522号の2
平成29年3月31日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長
(公印省略)

一般自動車道の定期点検要領について

標記について、平成29年3月31日付け国自総第522号により別紙のとおり通知したので、了知の上、管内の自動車道事業者の指導監督に遺漏のないよう取り扱われたい。

国自総第522号の3
平成29年3月31日

日本有料道路協会会長 殿

国土交通省自動車局長

一般自動車道の定期点検要領について

標記について、平成29年3月31日付け国自総第522号により別紙のと
おり通知したので、了知されたい。